くまがや

農委だより

No.40
平成27年
4月1日発行

熊谷市農業委員会　〒360-8601　埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
TEL048-524-1111（代表）内線404・407／048-524-1640（直通）／FAX048-525-9335
E-mail：nogyo@city.kumagaya.lg.jp

栽培されている菜の花（今井）

おもな内容

☆ 農林水産業予算（事業方針）…… P１
☆ 農地中間管理事業…… P２
☆ こちらは大里農林振興センターです
　農機具のメンテナンスと盗難防止…… P３
☆ いきいき農業 No. 26…… P４
☆ ストップ違反転用！…… P５
☆ 農作業受託標準料金表…… P６
☆ 熊谷の伝統行事㉑
　津田新田のおしっさま…… P７

みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%
PRINTED WITH SOYINK
再生紙を使用しています

平成27年度 農林水産業予算（事業方針）

国では、昨年十二月二十七日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定いたしました。この中で、農業に関しては、米価下落への対策などの支援を講ずることとされたところです。

また、平成二十七年度は、昨年度から始まった国における新たな農業・農村政策の二年度目となります。

昨年より、国では、①経営所得安定対策の見直し、②水田フル活用と米政策の見直し、③農地中間管理機構の創設、④日本型直接支払制度の創設の４つの改革を掲げ、新たな農業・農村政策を進めています。

このような情勢のなか、本市農業の発展のために、市単独の事業を含め、以下の事業を進めていきます。

1 経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）を推進するとともに、「人・農地プラン」を更新し、地域の中心となる担い手への農地の集積や青年就農者の経営安定を支援します。

2 米麦の品質向上と安定的な生産のため種子更新の推進や無人ヘリコプターを使用した水稲のいもち病や麦の赤かび病等の広域防除を支援します。

3 農業者の高齢化、後継者不足に伴う耕作放棄地の増大など地域が抱える問題を解決するため、農地中間管理事業の実施地域を拡大し、担い手への農地集積・集約化を図っていきます。

4 環境に配慮した農業を推進するためエコファーマーによる環境保全型農業の推進、農作物栽培で使用し不用となった塩化ビニールやポリエチレン等の収集、フェロモン剤による害虫防除を支援します。

5 地元の農畜産物、自然環境や食物などに対して理解を深める農業体験や料理教室を開催します。

6 集落営農組合及び個人経営体の法人化、担い手育成、新規就農者の確保、認定農業者の育成、ほ場整備事業等農業生産基盤整備の推進、有害鳥獣の駆除、耕作放棄地の解消等を引き続き推進していきます。

今後も、国・県の動向を注視しながら、農家の皆さんと共に本市農業の発展のために各種事業を実施していきたいと思います。

（農業振興課）

主な事業

農業振興課関係

◆経営体育成支援事業
（30,000千円）
人・農地プランに位置づけられた地域農業の中心となる経営体が、規模拡大等を図るため必要な農業機械等を導入する際に事業費の10分の3以内（上限３００万円）を支援します。

◆農地中間管理事業
（15,647千円）
農地中間管理機構が、経営転換、農業経営からリタイヤ等した農業者から農地を借り受け、効率的かつ安定的な担い手にその農地を貸し付けて、農地の集積・集約化等を図ります。地域や農地の出し手に対する支援として、一定の要件に該当する場合に交付される機構集積協力金の制度があります。

農地整備課関係

◆多面的機能支援事業
（155,268千円）
農地、農業用水等の資源環境の保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで行う活動を支援します。

◆ほ場整備事業
（5,405千円）
農業経営の安定化を図るため、ほ場整備を継続して実施します。
（熊谷中央地区）

◆農業集落排水事業（特別会計）
（393,878千円）
農村集落環境の向上に資するよう、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。

農業委員会関係

◆中核的担い手農家育成事業
（9,500千円）
中核的担い手農家へ農地の集積を促進し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、規模拡大農家の育成のため、一定の要件を備えた者に奨励金を交付します。

農地中間管理事業

人・農地問題の解決にむけて（その1）

農地中間管理事業が始まり、一年がたちました。今後数回に分けて、事業の内容をわかりやすく紹介していきます。この事業を有効に活用し、後継者不足による耕作放棄地の発生を未然に防ぎましょう。

農地中間管理事業のしくみ

出し手
- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

公的な機関だから安心です。

借受

農地中間管理機構（埼玉県農林公社）
- ●農地の借り受け
- ●受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付け
- ●貸し付けるまでの間、農地の管理
- ●必要に応じ、簡易な条件整備

貸付

受け手
- 規模拡大
- 新規参入

機構で借り受ける農地

- ●農業振興地域内にある農地等であること
- ●農地としての利用が著しく困難でないこと
- ●当該農地の存する地域に十分な借受希望者が見込まれること
- ●その他、農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること

※機構の借受期間は、原則として6年以上としています。

※機構が借り受けて、2年を経過しても借受希望者が見つからない場合は、所有者（出し手）にお戻しします。

農地台帳の公表が始まりました

４月１日から農地法の一部改正により、農地台帳及び農地に関する地図がインターネット上で閲覧できるようになりました。「全国農業会議所」のホームページからアクセスできます。

また農業委員会窓口でも申請により、書面での閲覧ができます。閲覧できる内容は、農振法等による地域区分、所有者名、耕作者名、利用状況調査の結果など定められた事項です（有料）。詳しくは左記までお問合せください。

（問い合わせ先）
○農業委員会事務局
☎０４８-５２４-１１１１（内線４０７）

閲覧用農地台帳

優良農家表彰式開催される

去る12月18日めぬま農業研修センターにおいて、平成26年度熊谷市優良農家表彰式が開催されました。

【個人の部】
松本　辰男（小八林）
大野　隆一（上　之）
吉野　守（上中条）

【団体の部】
熊谷市農業経営者協議会
会長　小貝　富雄
（敬称略）

受賞おめでとうございます

こちらは大里農林振興センターです

農機具のメンテナンスと盗難防止

1　農作業に伴う死亡事故の概要

平成24年1月1日～12月31日までの一年間の死亡事故は全国で350件（表1）ありました。

事故区分で見ると、農業機械作業に係る事故が最も多く、その内、乗用トラクター関連事故が106件(約3割)です。また、それ以外の事故の中で、夏場の高温による「熱中症」が21件も発生しています。

区分	死亡件数	同左比率
農業機械関連	256件	73.1%
農業施設関連	19件	5.4%
それ以外	75件	21.4%
計	350件	100%

表１　平成24年農作業死亡事故件数

おかげさまで、平成24年埼玉県内では農作業死亡事故は発生しておりません。今後も十分気をつけて農作業に従事してください。

2　春の農作業前の農機メンテナンス

農作業事故で最も多い乗用トラクターの死亡事故を未然に防ぐには、作業中の注意はもちろんですが、整理整頓と日頃のメンテナンスが重要です。

(1)納屋・格納庫の整理整頓

農業機械や作業機・資材はどのように格納されていますか。整理整頓は事故防止の第一歩です。次のことに気を配りましょう。

・作業機はキャスター付き台車に載せる
・小さく軽い資材や部品は棚に載せる
・通路部分にペンキ等で印を付ける
・春作業用農機具を出入口付近に設置する
・取扱説明書を棚に置き点検整備する

(2)農業機械別の点検整備

トラクター、田植え機、コンバインなどは、始業・終業点検と整備を必ずしましょう。必要に応じて、メーカーのメンテナンスを受けるのも得策です。

(3)バッテリーのメンテナンス

バッテリー液の量と比重を確認し補充や充電をします。この時、電極が露出し、変質しているものはバッテリーを交換します。なお、栓を閉じたまま充電すると爆発の危険があります。

(4)エンジンオイル等の交換

エンジンオイルや部品の交換を行い、整備記録をつけましょう。

廃油処分は廃油処理業者に依頼し、バッテリー等の有害物を捨てる時は、購入先や産業廃棄物処理業者に依頼してください。

3　農業機械の盗難が多発

全国的に農業機械の盗難事件が多発しています。埼玉県では、平成25年に25件、平成26年は8月までに35件の警察へ届け出があり、2月から6月に発生が集中していました。特に、熊谷市は15件と多く、深谷市が6件、寄居町が1件でした。不幸にして盗難に遭った場合は、警察に通報するとともに、購入した農機メーカーにも必ず通報してください。

トラクターは、大きさ、最高速度により区分され、公道で運転するために大型特殊免許が必要なものもあります。

平成27年度も県農業支援課主催の大型特殊免許講習会を埼玉県農業大学校で予定していますので、大里農林振興センターにお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
大里農林振興センター農業支援部
☎０４８-５２６-２２１０

いきいき農業 No.26

茂木（もてぎ） 富之（とみゆき）さん

茂木富之さん

今回は、上中条で観光農園「いちごファームくまがや」を経営している茂木富之さんをご紹介します。

茂木さんは昨年２月の大雪でいちごのハウス２７００平方メートルが倒壊しましたが、いち早く再建を決意し経営を再開し頑張っています。

サラリーマンだった茂木さんは勤めをやめ、新規就農したのが今から７年前でした。いちご栽培の技術研修を受ける傍らハウスの建設に着手しました。熊谷の土地柄、台風、突風対策には万全を期し、秒速40ｍの風には耐えられるように設計しました。誰もがそうであったように、その時は雪対策は特に必要とは考えていませんでした。

被害にあったハウス

そして経営も軌道に乗っていた昨年２月、突然の大雪です。ぐにゃりと潰れた無残なハウスを見た時は目を疑う程のショックでした。しかし、保険に入っていたこともあり躊躇（ちゅうちょ）なく再建を決意しました。対応が早かったので、資材等の確保もでき、国からの補助も決定し、ハウスの再建は順調に進みました。11月には苗の定植も済み、今では真っ赤な美味しいいちごがたくさんできました。

再建されたハウスの中

茂木さんは、ご夫婦と後継者の息子さん、パート従業員６人の計９人で農園を運営しています。雪害の大きな試練を経た今、今後の抱負を尋ねると、「法人化も視野に入れながら、製菓業界との連携や加工品の商品開発など６次産業化も進めていきたい」ということでした。夢が広がります。

農地パトロール結果報告

農業委員会では、毎年農地パトロールを実施しており、今年も８月から９月にかけて実施した調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。（下記一覧表参照）

昨年まで遊休農地であったものが、解消されたところもありましたが、新しく発生してしまったもの、一度解消されたものが再び遊休農地になってしまったものもあったため、全体では昨年より１１４６㎡増えてしまいました。

この結果をふまえ、農業委員会では所有者の意向を確認し、遊休農地の解消・再利用へ向けた取り組みに一層努力していきます。

パトロールの様子（玉井）

単位：㎡

	田	畑	合計
昨年遊休農地	249,810	394,319	644,129
解消	43,461	32,593	76,054
新規発生	26,986	24,267	51,253
再発生	14,835	11,112	25,947
本年遊休農地	248,170	397,105	645,275

ストップ違反転用！

農地を転用する時は、農地法の許可が必要です!!

農地転用許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と、農地利用との調和を図り、農地転用を農業上の利用に支障がない農地に誘導することを目的としています。

★農地転用とは

農地を住宅、店舗、資材置場、駐車場、農業用倉庫など農地以外の用途に転換する行為です。

★農地を転用する時は許可申請・届出を

市街化調整区域の農地を転用する時は、農地転用許可が必要です。

市街化区域の農地も事前に転用の届出が必要です。

★一時的な利用も許可申請・届出を

工事などで一時的に農地を資材置場や駐車場として利用する場合も、農地転用の許可が必要となります。

★農地への盛土・埋立ても事前の許可が必要です

田を埋立てして畑にする場合、畑に盛土して嵩上げする場合も農地改良の許可、届出の手続きが必要になります。

★無断転用すると厳しい罰則も

農地転用の許可を受けないで、無断で農地を転用した場合や転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や工作物の撤去など原状回復をさせることがあります。また、違反した場合には、３年以下の懲役または３００万円以下の罰金という厳しい罰則の適用もあります。

★事前にご相談を

農地には厳しい規制がかけられています。農地転用許可が下りない場合もありますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

〈問い合わせ先〉
○農業委員会事務局
☎０４８-５２４-１１１１
（内線４０４）

農業委員会農政部会視察研修を実施

１月30日（金）農政部会の視察研修が農業委員30名の参加のもと行われました。今回の視察では、羽生市農業委員会事務局立花事務局長より、農地中間管理事業への実際の取組み事例や企業参入の受け入れなど具体的な話を伺うことができました。

今後の熊谷市の農地中間管理事業への取組みや企業参入を考える上でたいへん参考となる研修となりました。

大里農業委員会連絡協議会研修会開催される

２月６日（金）、大里農業委員会連絡協議会主催による研修会がさくらめいとで開催され、熊谷市、深谷市及び寄居町の農業委員76名が参加しました。

今回は「農業の６次産業化の現状と課題～成功のための秘訣～」をテーマに県農林部農業ビジネス支援課河野律子主幹を講師に迎え、県内外の事例を紹介しながら具体的な話を聞くことができ、地元の農業に生かすことのできる研修となりました。

研修の様子

農業経営者協議会視察研修

２月24日（火）、43名で茨城県へ視察研修に行ってきました。

午前は、水戸市にある「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」で、農作業の安全について学んできました。

午後は、つくば市の直売所「みずほの村市場」で、運営の仕組みや考え方について聞いてきました。

平成２７年度農作業受託標準料金表

平成27年4月1日　　熊谷市受託農業経営事業運営協議会

単位：円

基盤整備地区			
種目	単位	金額	備考
耕耘	10ａ当	5,500	１回耕耘
代かき	10ａ当	6,500	
麦収穫	10ａ当	16,000	自脱コンバイン　結束は2,000円増し
麦収穫	10ａ当	15,000	普通型コンバイン（運搬込み）
水稲収穫	10ａ当	18,000	自脱コンバイン　結束は2,000円増し
麦播種（水稲直播）	10ａ当	5,500	播種のみ
麦乾燥	1kg当	25	小型乾燥機
籾乾燥調整	1kg当	25	小型乾燥機
大豆乾燥	1kg当	20	
大豆乾燥調整	1kg当	22	
機械田植	10ａ当	8,500	苗運搬別途料金　側条施肥の場合は3,000円増し
育苗	１箱当	700	成苗まで
防除	10ａ当	3,500	薬剤別途
畦塗り	片面	3,500	１作業（100m基準）
麦桿収集	10ａ当	5,500	ベーラー・ボックス梱包　搬出込み

未基盤整備地区			
種目	単位	金額	備考
耕耘	10ａ当	6,500	１回耕耘
代かき	10ａ当	7,500	
麦収穫	10ａ当	17,000	自脱コンバイン　結束は2,000円増し
水稲収穫	10ａ当	19,000	自脱コンバイン　結束は2,000円増し
機械田植	10ａ当	9,500	苗運搬別途料金　側条施肥の場合は3,000円増し
◎農繁期諸賃金			
農繁期諸賃金	１日当	7,000	特別技能者別途協議
畑作業	１時間当	800	
室内野菜作業	１時間当	802	
◎その他			
運搬	10ａ当	2,500	籾・麦
農地の通年管理	10ａ当	30,000円より	
肥料散布	10ａ当	3,000	肥料代別途

※農薬散布につきましては安全管理に十分ご注意ください。　※作業内容によっては別途話し合いとなります。　消費税込みの料金

麦わらは燃やさず有効活用を

もうすぐ農家にとってもっとも忙しい季節となりますが、麦わらの処理にあたっては焼却を行わず、田畑にすき込んだり、堆肥化を図ったりするなど、有効な資源として活用するようお願いします。

麦わらの焼却により大量の煙が発生して付近の交通の妨げとなるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑をかけることになります。また、地力の低下や火災の原因となる恐れもありますので、麦わらの焼却による処分は行わないようにお願いします。

○水田へのすき込み例

短く切断し、すき込みます。代かき時の水掛けは土が見える程度とし、わらの浮き上がりを少なくします。また、ガスの発生に対しては、浅水管理にすると緩和されます。

（農業振興課）

熊谷の伝統行事 ㉑

津田新田のおしっさま

津田新田の３人の有志の方に伺いました。

昔、災難や悪疫が流行ったので騎西の玉敷神社から獅子を借り受けて厄病退散を祈願したのが始まりで、古書には、約270年前から記録があり、名は「お獅子様」に由来しています。

この祭りは広く元荒川沿いの23市町村で行われ、津田新田では現在でも、年番を決めて、毎年４月19日に近い土曜日に行われています。今年は18日に行われます。

津田新田の琴平様

年番になった８戸の男女16人は、当日の朝８時に集まり琴平様で神事の後、玉敷神社まで御神体の獅子を借りに行き、飾りつけなどの準備をします。女性は集会所で御神穀（小豆御飯）や野菜の胡麻よごし、大豆とひじきの煮物などのご馳走を作ります。御神体が着くと、各戸を巡行し祈願します。夕方からは賑やかに宴会が開かれ、老若男女、地域のよい交流の場となっています。

借り受けてきた御神体

（埼玉交流サポーターで市史民俗基礎調査員　並木綾子氏　記）

熊谷市賃借料情報

平成26年１月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

平成27年４月１日　熊谷市農業委員会

1　田の部

締結（公告）された地域名	平均額（円）	前年比（円）	賃貸借に係るデータ数（筆）	左のほかに結ばれた使用貸借の数（筆）
熊谷	9,100	△300	489	253
妻沼	9,300	△500	262	63
大里	6,400	△600	201	150
江南	8,300	△1,200	114	42

2　畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額（円）	前年比（円）	賃貸借に係るデータ数（筆）	左のほかに結ばれた使用貸借の数（筆）
熊谷	9,000	＋200	77	122
妻沼	9,300	△1,100	126	101
大里	7,700	＋700	27	54
江南	5,500	△1,500	29	51

※１　実際に締結した賃貸借契約（使用貸借を除き、物納支給は玄米・野菜価格で換算、農地の整備・未整備を合わせている。）の賃貸料に関するデータによる。
※２　「平均額」は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

ここに示された金額は、賃貸借契約の賃借料の平均額です。使用貸借による契約（無料）も多数存在しますので、ここでの金額はあくまでも参考としてください。

編集後記

昨年の米価の下落から農業が変わろうとしています。農地中間管理機構、ＴＰＰ、農協改革、農委改革等。農業に夢があり未来があることを忘れずに、農委だよりは情報源として、又、皆様の声・意見等の交流の場として活用していただければ幸いに思います。

新年度になり様々な施策が講じられます。使命感をもって編集にあたり、皆様のお役に立てるよう編集委員、職員一丸となって精進したいと思います。

（八木原編集委員　記）

【編集委員】
委員長　槁本　國男
副委員長　川田　久夫
委員　福田　正八
委員　八木原敏夫
委員　村田　定吉
委員　久保田修司
委員　木村　進
委員　森　宏志
委員　茂木　友秀

この「くまがや農委だより」は、9000部作成し、印刷経費は1部当たり、約14.6円です。